

豊前国中津黒田武士顕彰会の顕彰活動「初代中津城主・黒田官兵衛をNHK大河ドラマへ」
のPRキャラクター使用規程

(目的)

第1条 この規定は、「初代中津城主・黒田官兵衛をNHK大河ドラマへ」PRキャラクター別記1「あ！官兵衛」の図形（以下、キャラクターという。）のみの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の著作権利は、大分県中津市沖代町1-5-81 中尾 堅太郎（以下、権利者という。）に属する。

(使用の申請)

第3条 キャラクターを使用するものは、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合を除き、あらかじめ有限会社プラウド（以下「当社」という。）の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、使用申請書（別記様式第1号）に書類を添えて、当社に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの使用内容がわかる完成見本等
- (3) その他当社が必要と認める書類

(使用の許可)

第4条 当社は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が「初代中津城主・黒田官兵衛をNHK大河ドラマへ」に向けた取組についての情報発信及び気運醸成に寄与すると認めるときは、使用の許可（以下、「使用許可」という。）をすることができる。この場合において、当社は必要があると認める場合には、キャラクターの使用方法について、条件を付することができる。

2 当社は、使用許可を行ったときは、使用許可書（別記様式第2号）を申請者に送付するものとする。

(使用許可の制限)

第5条 キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、当社は許可しないものとする。

- (1) HP、のぼり旗、広告、POP等、宣伝又は広告目的に限定されず、そのものが利益を生じる商品であると認められる場合

- (2) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (3) 当社の信用または品位を害するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害すると認められる場合
- (5) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または支援する恐れがあると認められる場合
- (6) 付属営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に定める営業を行うものが使用する場合。
- (7) キャラクターの使用によって誤認または混同を生じる恐れがあると認められる場合
- (8) キャラクターのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (9) 立体物等で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合。
- (10) キャラクターの著しい変形その他キャラクターの使用が適当でないと認められる場合

（使用料）

第6条 キャラクターのみの使用料については、当分の間、無料とする。ただし、登録商標登録：第 5 3 2 7 0 6 8 号、登録第 5 2 6 7 7 5 3 号、登録第 5 3 0 5 5 6 7 号、5 4 5 3 8 9 6 号（呼称：アカンペー、カンペー）の使用については、大分県中津市大字合馬 87-1 有限会社プラウドとロイヤリティ契約を取り交わすものとする。

（地位の継承）

第7条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般継承人は、当該使用者が有していた使用許可に基づく地位を再申請により継承できるものとする。

（使用上の厳守事項）

第8条 第 4 条の規定による使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 許可された使用内容のみに使用すること。
- (2) 当該使用に係る物件の使用品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第 4 条の許可を受けた権利を、譲渡又は転貸しないこと。
- (4) キャラクターを用いたHP、のぼり旗等の使用、宣伝又は広告に際して、「初代中津城主・黒田官兵衛を NHK 大河ドラマへ」（中津市以外で使用する場合は、「初代中津城主」を省略しても良い。）と表記し、「有限会社プラウド許可第〇号」を、その広告等に明示すること。

（許可内容の変更等）

第9条 使用者が使用許可の内容について追加又は変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第3号）を当社に提出し、許可を受けなければならない。

2 当社は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許可し、変更許可書（別記様式第4号）を交付する。

（許可の取消し等）

第10条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は使用許可（前条の追加又は変更の許可があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許可が取り消された場合、許可取り消しの日から使用することはできないものとする。

- （1）使用者がこの規定に違反した場合
- （2）使用者が第4条の使用許可に付した条件に違反した場合
- （3）申請書の内容に虚偽があることが判明した場合
- （4）第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- （5）その他キャラクターの使用が不相当であると認められた場合

2 当社は、前項の規定による使用許可の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 当社は、使用者のキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

（使用の非独占性等）

第11条 当社の使用許可は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与するものではない。

（経費等の負担）

第12条 権利者は、この規定による使用許可の申請等に要した費用および使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

（損失補償等の責任）

第13条 権利者は、キャラクターの使用を許可したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、有限会社プラウド及び権利者に迷惑を及ぼさないように処理すること。

3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により有限会社プラウド及び権

利者に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を有限会社プラウド及び権利者に賠償すること

(情報の開示)

第14条 当社は、キャラクターの使用許可の状況等について、広く利用促進を図る観点から、情報を公開することができる。

(事務)

第15条 この規定に関する事務は、有限会社プラウドが行う。

(その他)

第16条 この規定に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、当社が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規定は、平成24年1月1日から適用する。
- 2 権利者は、平成24年12月31日を経過する場合において、この規定の状況に検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

使用者は、「初代中津城主・黒田官兵衛をNHK大河ドラマへ」のイメージキャラクター使用規程を承諾し、発生した事案に対し、一切の異議申し立てをいたしません。

使用者

印